



第一国立銀行

東京

Handwritten Japanese text in cursive style, arranged in vertical columns within a blue border. The text is a formal document, likely a check or receipt, mentioning the First National Bank of Japan (第一国立銀行) and the location of Tokyo (東京). The text is written in brown ink on aged paper.



114
A2568

2946



本行は東京に本店を置き、支店を
 大阪、神戶、名古屋、京都、
 横浜、仙台、青森、盛岡、
 秋田、山形、福島、茨城、
 栃木、群馬、埼玉、千葉、
 東京、山梨、長野、岐阜、
 愛知、三重、滋賀、京都、
 大阪、兵庫、徳島、香川、
 岡山、広島、山口、福岡、
 佐賀、熊本、鹿児島、
 沖縄に設け、日本銀行に
 代理店として業務を行
 っています。また、本行は
 日本銀行に代理店として
 業務を行っており、日本
 銀行の業務の一部を本
 行が担当しています。

本行は東京に本店を置き、支店を
 大阪、神戶、名古屋、京都、
 横浜、仙台、青森、盛岡、
 秋田、山形、福島、茨城、
 栃木、群馬、埼玉、千葉、
 東京、山梨、長野、岐阜、
 愛知、三重、滋賀、京都、
 大阪、兵庫、徳島、香川、
 岡山、広島、山口、福岡、
 佐賀、熊本、鹿児島、
 沖縄に設け、日本銀行に
 代理店として業務を行
 っています。また、本行は
 日本銀行に代理店として
 業務を行っており、日本
 銀行の業務の一部を本
 行が担当しています。

本行は東京に本店を置き、支店を
 大阪、神戶、名古屋、京都、
 横浜、仙台、青森、盛岡、
 秋田、山形、福島、茨城、
 栃木、群馬、埼玉、千葉、
 東京、山梨、長野、岐阜、
 愛知、三重、滋賀、京都、
 大阪、兵庫、徳島、香川、
 岡山、広島、山口、福岡、
 佐賀、熊本、鹿児島、
 沖縄に設け、日本銀行に
 代理店として業務を行
 っています。また、本行は
 日本銀行に代理店として
 業務を行っており、日本
 銀行の業務の一部を本
 行が担当しています。

本行は東京に本店を置き、支店を
 大阪、神戶、名古屋、京都、
 横浜、仙台、青森、盛岡、
 秋田、山形、福島、茨城、
 栃木、群馬、埼玉、千葉、
 東京、山梨、長野、岐阜、
 愛知、三重、滋賀、京都、
 大阪、兵庫、徳島、香川、
 岡山、広島、山口、福岡、
 佐賀、熊本、鹿児島、
 沖縄に設け、日本銀行に
 代理店として業務を行
 っています。また、本行は
 日本銀行に代理店として
 業務を行っており、日本
 銀行の業務の一部を本
 行が担当しています。

本行は東京に本店を置き、支店を
 大阪、神戶、名古屋、京都、
 横浜、仙台、青森、盛岡、
 秋田、山形、福島、茨城、
 栃木、群馬、埼玉、千葉、
 東京、山梨、長野、岐阜、
 愛知、三重、滋賀、京都、
 大阪、兵庫、徳島、香川、
 岡山、広島、山口、福岡、
 佐賀、熊本、鹿児島、
 沖縄に設け、日本銀行に
 代理店として業務を行
 っています。また、本行は
 日本銀行に代理店として
 業務を行っており、日本
 銀行の業務の一部を本
 行が担当しています。

286

陸羽鐵道建築ノ會議第四回ニ及ヒ新築
 目的ヲ轉換シ既成新橋ヨリ横濱迄ノ鐵
 道及一切附屬ノ家屋器械等ヲ政府ヨリ買
 下ケ其代價ハ年賦ニテ上納シ皆濟ノ後ハ全ク
 此會社ヘ引取り社則ニヨリテ營業スヘキノ目
 的ヲ決定シタルニ付右代價集合ノ額及其年
 限其他政府ヘ要求スヘキ諸件ノ要旨ヲ左
 條款ヲ以テ具陳致シ候間御協議ノ上各
 位御出金ノ額及御協同ノ趣ヲ別紙御盟
 約書ニ御記載相成御記名調印アラシム

大正十一年四月
 隈侯爵邸寄贈

東京
 第一國立銀行

乞フ

第一條

新橋ヨリ横濱ニ至ルノ鐵道及附屬器械家屋
一切ノ實費ハ概算貳百五十萬圓ノ額ナルヘシ然
ルニ即今政府ニテ其軌道ヲ重複シ且川崎鶴見
架スル木橋ヲ鐵橋ニ更革スルノ見込アルニ付其要
費ヲ五十萬圓ト見積リ合計三百萬圓ニ至ルヘシ故
ニ今之ヲ買下ケル為メ其趣ヲ政府ヘ願請スルニハ
先此立會ニテ其相當ノ金額ヲ徵集シ各其期ヲ
誤ラス之ヲ出金スルノ確証ヲ供スヘシ

第二條

右代價ノ合計ハ唯外見ノ臆算ナレハ實地ノ勘
定向ヲ詳知セハ瑣少相違アルヘシト云凡詰リ此鐵道
ヲ買下クルノ上申ヲ為スニ付從前政府ノ此鐵道消
費セシ實額ヲ詳知スルハ大体ノ自途ニ供スル迄ニシテ
其賣買市價ノ生スル所以ハ向後此鐵道ニ付テ得
ル所ノ純益金ヲ以テ其市價昂低ヲモ為スヘキ理ナ
ル此買下ケラ政府ヘ上申スルニ臨ミ第一此鐵道開
業後ニ於テ真成ニ生シタル純益金ヲ亮知シ其分
量ニヨリテ向後ノ純益金ヲ推算シテ此買下ケ代價ヲ

定ムルヲ以テ要用トスヘシ尤モ右目的ノ合計ニ於テハ實地ノ計算詳知ノ後十五萬乃至貳十萬圓ノ差違アル用次條ノ純益金推算ニ相當セハ此買下ケラ望ムト勿論タルヘシ

第三條

第二條ノ目的ニヨリテ此買下ケ代價ノ總額并向後此鐵道ニ付テ生スル純益金ヲ推算一ケ年ニ付純益金ノ割合總代價ノ八分迄一ケ年百圓ニ付八圓ノ割ナラハ此買下ケラ政府ニ願請スヘシ

但此八分ト見込ム現場ノ實況ニ就テ推算ス

ヘキニ付向後此鐵道ノ盛衰ニヨリテ純益金ノ増減アルハ論ヲ俟タス

第四條

第一條ノ買下ケ代價合計三百萬圓ハ向後七ケ年賦ト取究ノ當明治八年十二月ヨリ明治十五年六月迄毎年兩季十二月ニ總額ノ四分一即金貳十壹萬四千圓餘ヲ集合シテ政府へ上納スヘシ

但右徵集金額ノ年々ノ家祿中ニテ抵當ルハ政府へ願請書中ニモ記載シテ其目的ノ確實ナルヲ証シ置ク可シ

第五條

右ノ年賦ヲ以テ政府へ上納スル金額ハ此鐵道ニ付テノ資本ナレハ年限中タリ凡毎季上納ノ高ニ應シ此鐵道ヨリ生スル損益金ノ賦當ラ受ルノ理アリト云凡右ニテハ此年限中政府ニテ實施ノ際却テ多少ノ紛冗ヲ生シ且此鐵道附属器械其他ニ至ルマテ臨時修繕等ニ於テモ之ヲ衆議ニ附スルノ手數ヲ引起シ其計算モ錯雜スルノ患ナキ能ハスシテ政府ニ於テモ之ヲ厭フヘキト思想スルニ付此年賦上納金ハ皆濟ニ至ル迄單ニ政府へ貸上ケ

タルモノト看做シ毎年利足ヲ定メテ其上納高ニ應シ政府ヨリ之ヲ受取ルヲ便宜ノ方法トスヘシ

第六條

右利足ノ割合ハ年七分百円ニ付トシ年賦金上納ノ月ヨリ月割ヲ以テ毎年六月十二月兩度ニ受取ルヘシ尤モ年賦金上納ハ其月ノ五日迄ニ必ス納入ル可シ

第七條

年賦 上納濟ノ後ハ此鐵道及一切ノ器械の家屋等ヲ政府ヨリ受取り此營業ヲ永續スヘキニ

付右年限中モ此立會ニ於テ總理代人其他相
當ノ終^ルスラ設ケ置キ毎年此鐵道事業ノ實
況及其損益計算ハ常ニ政府ニ乞フテ之ヲ詳知
シ追テ受取リタル後營業ノ方法ヲ盡策ス可シ
尤モ年限中其實況及計算ヲ詳知スルニ政
府ヘ對シテ相當ノ約束ヲ要ス可シ

第八條

年賦金上納濟ノ後此鐵道ヲ政府ヨリ受取ル
時ハ軌道其外附屬器械家屋等一切相應ノ
修繕ヲ爲シ其節ノ營業ニ差支ナキ有姿ヲ以

テ之ヲ受取ルヘキ事ヲ政府ヘ對シテ相當ノ約
束ヲ要ス可シ

第九條

年賦上納ノ爲メ其金額ノ集合方及政府ヘ上納
ノ手續且政府ヨリ受取ルヘキ利息等ハ第一國立銀行
ト約束ヲ爲シテ其交收ヲ取扱ハシム可シ

第十條

前數條ノ目的ヲ以テ此鐵道買下ケノ事ヲ決議
シ且其全額ノ徵集割合定マリタル上ハ速ニ政^府ヘ
其願請ヲ爲シ且向後此立會ノ定款申合規則

等ヲ草案シ集議ノ上大体ノ要旨ヲ決定
ス可シ

此立會ニ於テ集合スル金額ヲ通常會社株
金同様ノ方法ニ故シ其賣買其外等ヲ定ム
ルハ定款申合規則ニ於テ之ヲ定メ置ク可シ

第十一條

右願請ニ付テ臨時ニ生スル當務ハ此條款ニ掲
載スル要旨ニ齟齬セサル上ハ總理代人ノ考案
ヲ以テ相當ノ處置ヲ爲スヲ得ヘシ

第十二條

此總理代人ハ此立會ノ事務ヲ總テ擔任スル
事勿論ナレモ政府ノ願請書面ヲ草定スルカ又
ハ此鐵道買下ケノ金額ヲ定ムルカ及ヒ向後此
立會ニ付テノ規則等ヲ設立スルハ總テ一同ノ集議
ニ於テ之ヲ決定ス可シ

第十三條

此總理代人ハ買下ケノ願請ヲ政府へ上申シ許
可ノ上ハ政府ニ對シテ相當ノ約束ヲ乞ヒ且年限
中此買下ケ代價ノ上納方及利足受取方其
他追テ此鐵道ヲ政府ヨリ受取リタル後ノ營業

414
A.286

方法等ヲ審按シ一同ノ會議ヲ乞フテ之ヲ決定
スルヲ取扱フ迄ニシテ追テ此鐵道ヲ受取リケル
後ノ實務ヲ擔當スルニ更ニ相當ノ人撰ラ要
ス可シ

右ハ此結社ニ付テノ要旨卑考ニ候間尚各位
閣下ノ高案ヲ以テ相當ノ御取捨有之御決
議ノ處早々御示命相成度候也

明治八年五月八日

澁澤榮一

鐵道會社盟約書

大正十一年四月
澁澤榮一

我儕爰ニ協同結社シテ其資本ヲ徵集シ新橋ヨリ
橫濱迄鐵道ヲ年賦ヲ以テ政府ヨリ買下クル事ヲ願
請スヘキニ付テハ其集合金ハ此約書ノ末ニ記載スル負額
ニ照シ毎年上納ノ期限ニ於テ各相出金スル事ヲ擔保
シ且此願請ノ要旨ハ都テ別紙澁澤榮一ヨリ開申
シタル見込書ニ協同シ順次相運候様同人へ委託ス
ヘシ其證トシテ我儕ハ各自姓名ヲ記シ調印イタシ候
也

明治八年六月一日

蜂須賀茂韶

代理 小室信夫

毛利元德

徳川慶勝

徳川義宣

池田慶徳

池田輝知

松平頼聰

池田茂政

池田章政

山内豊範

松平慶永

松平茂昭

伊達宗城

伊達宗徳

徳川茂彖

代理 三浦安

久松勝成

久松定謨

前田利嗣

井伊直憲
大村純熙
亀井茲監
毛利元敏
榊原政敬
池田徳潤
毛利元忠
九條道孝
井伊直安

鐵道會社徵集金額擔保定限

一七拾七万七千圓

蜂須賀茂韶

代理
小室信夫

一三拾八万八千五百圓

毛利元徳

徳川慶勝

一貳拾五万六千四百拾圓

徳川義宜

一貳拾肆萬八百七拾圓

池田慶德

池田輝知

一貳拾肆萬七千五百六拾圓

松平頼聰

池田茂政

一拾七萬貳千九拾圓

池田章政

一拾三萬三千貳百圓

山内豊範

松平慶永

一拾貳萬四千三百貳拾圓

松平茂昭

伊達宗城

一拾壹萬六千五百九拾圓

伊達宗德

一拾壹万六千五百五拾圓

德川茂承

代理 三浦安

久松勝成

一拾壹万六千五百五拾圓

久松定謨

一拾壹万千圓

前田利嗣

一七万七千七百圓

井伊直憲

一六万九千九百三拾圓

大村純熙

一五万五千五百圓

亀井茲監

一壹万五千五百四拾圓

毛利元敏

一七千七百七拾圓

榊原政敬

一六千五百五拾圓

池田德潤

一五千貳百拾七圓

毛利元忠

一五千圓

九條道孝

一三千八百八拾五圓

井伊直安

一高三百壹万六千六百五拾貳圓

右、自途金額集合ノ期限ハ別紙見込書第四條

ノ通り各其出金ヲ擔保スヘシ尤モ其時日ハ追テ政府

願請許可ノ上ニテ決定スヘシ

買下代價モシ此自途金額ニ超エレハ各負擔スル割合

ニ從テ出金ノ額ヲ增加スルカ又ハ他ニ新加入ヲ募ルカ其

時、協議ヲ以テ之ヲ定ム可シ

右擔保スル金額ハ都テ其家祿ノ中ヲ以テ此抵當

ニ目算セシニ付向後此出金違約ヲ生スルトキハ各其

年、家祿請取方ヲ總理代人ニ委託シ万一モ此

集合金ノ期限ヲ違ハサル事ヲ證ス可シ

414
A 2864

右之通徴集金額ヲ相定且其出金方ヲ保
證シタシ候也

明治八年六月一日

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

鐵道建築ニ世道隆盛ヲ裨補シ邦國ノ益民人
ノ利因テ以テ増殖スル更ニ喋々ノ辯ヲ要セス曩ニ臣等
協同戮力此業ヲ創起シ聊以テ隆渥ノ恩ニ報酬シ
旁ラ自家ノ經營ニ充ニテ謀リ去ル明治 年月
日ヲ以テ鐵軌建築ノ一ヲ奉願候處同年 月
日御附箋相成其規則方法取調尚上申スヘ
キト御指令ニ付爾來同志同族中屢相會同シテ
其方法ヲ審議イタシ且其事ヲ務ニ練達スル人士ニ相
諮リ百方苦心致シ候得共到底 臣等ノ不能微カラ

以テ此洪業ヲ創起スルモ其結果ノ功ヲ見ル能ハサル
ト覺悟仕候ニ付右新築ノ事業ハ只官行ヲ奉翹足
候外無之然リトス臣等ノ起念ニ於テモ亦以テ空ニ附ス
ルニ忍ビサルニ付更ニ相商量シテ現ニ官ニ於テ成功シタル
東京横濱間ノ鐵道及附屬家屋諸器械トモ
御拂下相願其代金二年賦ニテ上納ラ御許允被下
度候然ル時ハ臣等ノ宿志モ其萬一ヲ達シ候ニ付今日
ヨリ結社シテ其約束ヲ設クシ追テ年賦金上納濟ノ
後ハ百事成規ニ遵ヒ其實業ニ從事仕度奉存候
間仰願クハ微衷御汲量ノ上願意御許允被下
度候且右御許允可相成譯ニ候ハ年賦金上納都
合及其利息其他皆濟後鐵道交附ノ順序並車
考取調可申上ニ付右御拂下可相成價位並此鐵道
御開業後通常ノ經費收入利益等ノ計算書御
下示有之度此段奉願候也

明治八年六月

發起華族連名

